

「訪問看護医療 DX 活用加算」について

2024 年の診療報酬改定に伴い、当ステーションは地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）が、健康保険法第 3 条第 13 項の規定による電子資格確認により、利用者の診療情報や薬剤情報等を取得した上で訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、より良い医療を提供します。

これにより、訪問看護医療情報 DX 加算として定められた額を所定額に加算します。

訪問看護医療 DX 情報活用加算 5 点/月 (50 円/月) ※令和 6 年 10 月 1 日より算定開始

上記加算に対するつるかめ訪問看護ステーション（平塚・秦野・横浜）での取り組み内容は以下の通りです。

記

1. 訪問看護診療費及び公費負担医療に関する費用について、電子情報処理組織の使用による請求を行います。
2. 医療保険情報の確認を電子資格にて行う体制を導入します。
3. 医療 DX 推進の体制に関する事項及びより良い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、活用して訪問看護を行います。
4. 上記 3 項の掲示事項について、事務所での掲示およびウェブサイトに掲載しています。

以上

有限会社 たくみケアサービス

訪問看護統括所長 門倉 佳子